

日本仏教史 4 - 奈良（寧楽）仏教 1 日本仏教の芽生え -

1、大宝律令

文武4年(700)に藤原京で刑部親王や藤原不比等らによって律令が編纂され、翌大宝元年(701)「大宝律令」が完成し、この翌年実施された。

大宝律令の原文は現存していないが「律」6巻・「令」11巻の全17巻であったとされる。刑法にあたる「律」は、ほぼ唐のものをそのまま導入しているが、現代の行政法および民法などにあたる「令」は、日本社会の実情に則して改変されている。「日本」という国号も大宝律令において初めて定められたとされている。この律令の制定によって、天皇を中心とし、二官八省¹の官僚機構を備えた本格的な中央集権による統治体制が成立した。役所で取り扱う文書は、元号を用いること、印鑑を押すこと、定められた形式に従って作成された文書以外は受理しないことなど、現在も引き継がれている形式が導入された。また地方官制については、国・郡・里などの単位が定められ（国郡里制）、中央政府から派遣される国司には多大な権限を与える一方、地方豪族がその職を占めていた郡司にも一定の権限が認められた。

大化の改新で定められた租庸調という徴税制度も、この大宝律令によって完成している²。税制を厳格に施行することで、農民の生活は苦しいものとなっていった。租は国衙³の正倉に蓄えられ地方の財源にあてられ、庸と調は農民の中から選ばれた運脚夫が京へ運び中央政府の財源となった。奈良時代は原則として車や船での輸送が認められていなかったため、運脚夫はこれらを都まで担いで運んだが、この間の食料は自己負担であった。

和銅元年(708)藤原不比等の主張により、平城京への遷都の詔が元明天皇から出された。平城京は唐の長安を模倣した日本で初めての都城で、東西8坊(約4.3km)の面積をもち、南北・東西を大路・小路によって碁盤の目のように整然と区画した大規模なものである。このためには莫大な費用と多くの労役が必要とされた。それは民衆への負担となって現れた。その様子を和銅4年(711)の詔は「諸国の役民、造都に勞して奔亡猶多し。禁ずと雖も止まず」と、また和銅5年の詔では「諸国の役民、郷に還るの日、食料絶へ乏しくして、多く道路に飢えて溝壑に転げ填まること、その類少なからず」と表している。この状況に、運脚夫や労夫に対して食料を与えるようにとの詔が郡司らに出されたが、労役が終わっても帰ることが出来ない者や、税を払うことができない者が流民となり平城京の周りに溢れていた。

1、神祇官、太政官 - 中務省・式部省・治部省・民部省・大蔵省・刑部省・宮内省・兵部省

2、租は口分田の広さに応じて稲を、調はその土地の特産物を、庸は労役の代わりに一定量の布をおさめる。

3、日本の律令制において国司が地方政治を遂行した役所が置かれていた区画。各令制国の中心地に国衙など重要な施設を集めた都市域を国府、またその中心となる政務機関の役所群を「国衙」、さらにその中枢で国司が儀式や政治を行う施設を国庁(政庁)と呼んだ。

2、僧尼令

聖徳太子が亡くなって2年後、ひとりの僧侶が斧で祖父を殴るという事件が起こったため、推古天皇は蘇我馬子にこの僧の処罰を命じた。この頃、すでに多くの日本人僧尼がいたが、加持祈祷が主な勤めであり、仏教の教義や戒律は重んじられていなかったのである。そこで、僧尼を監督するための僧正・僧都・法頭^{ほうず}という役職が設置される。僧正は仏教指導者としての役職で、僧侶である法興寺の百濟僧觀勒が任命された。僧都は僧尼の名簿を、法頭は寺の財産を管理する在家の役職で、鞍部^{くらつくりのとこしやく}徳積と阿曇^{あずみの}連が任命されている。これが日本で最初の僧尼に関する法令であり、これ以降、僧侶は政府の管理下に置かれることになる。

天智天皇は、増えた僧尼に対応するために僧正に代わり高句麗僧慧灌をはじめとする10名の僧を十師に任命し僧尼の指導に当たらせ、寺司・寺主・法頭という役人に寺の管理をさせた。これ以降も僧尼は増えていったようで、天皇に即位する前に出家した時期もあった天武天皇の葬儀は僧尼によって行われているが、この時三百人も僧尼が参列しており、天武天皇の服で作られた袈裟が贈られたという。各豪族も天皇にならい寺院を造るようになると、さらに多くの僧尼が必要になった。僧尼は税や労役を免除されるため、出家得度を望むものも多く、各寺には僧尼になるための修行を行う沙弥・沙弥尼が多く集まることになる。天武天皇の妻である持統天皇は『金光明最勝王経』の諸国安置と法要を義務づけたが、これによりさらに多くの僧尼が求められることになる。そこで、増え続ける僧尼を管理するために、沙弥・沙弥尼といった淨行者の中から、毎年十人を出家得度させることを定めている。

このように少しずつ僧尼に対する法令が定められてきたが「大宝律令」では27条からなる「僧尼令」が制定された(資料1)。これは唐の道僧格^{どうそうきやく}をもとに作られているが、道僧格が政府による直接統制であるのに対して、僧尼令は僧正・僧都・律師の僧綱^{そうごう}が仏教の戒律によって統制することになっており、還俗しない限り政府の法律で裁くことは出来なくなっている。僧綱も僧尼によって選ばれ、それを太政官が任命することになっている。ただし、僧尼は政府のための組織であり、国家仏教として規定されていた。

「僧尼令」では、日本における僧が官人としての扱いとなっている。罪を犯した場合の罰則も、俗人とは違い、官人同様にまずは地位の剥奪を行い、その分実刑は軽減されている。課税や労役も免除されている。また「僧尼令」では、僧尼は様々な戒律を守ることで「仏神」と通じることが出来る「人神」という清浄な存在であることも求められている。しかし、実際には僧尼が様々な問題を起していたことから、寺院や僧尼の規律を正すための法令が多く発令された。霊亀2年(716)の「寺院併合令」は地方豪族の氏寺が田畑の拡大に走り、寺院の神聖性が失われているとして、寺院を統合することで僧尼の充実を目的とした法令である。これと前後して、私度僧の禁庄、公験制度の改革、官僧の学業奨励の官符などが相次いで発せられている。

ところが、天平期に入ると、相次ぐ凶作・疫病・政争により社会は混乱し、民衆の不満の受け皿として、寺院規制の緩和や私度僧の黙認へと大きく舵を切らざるを得なくなる。

4、仏教の僧尼を統轄し、大寺院などを管理する役職。中国の僧官にならって、推古 32(624)年に僧正、僧都、法頭が設けられたが、さらに弘仁 10(819)年に僧正、僧都、律師の3綱がおかれ、各階級が定められ、のちにはただの称号と化した。

3、道慈^{どうじ}

道慈（生年不詳 - 744）は漢系渡来人額田氏の出身である。大宝2年（702）遣唐使に学问僧として随行し入唐し、長安の西明寺で学んでいる。隋唐時代は中国における仏教の黄金時代であるが、中でもこの西明寺は南山律宗の祖である道宣をはじめ、玄奘や義浄などの高僧を集めた最高位の寺であった。ここで道慈は三蔵⁵と五明⁶を学んでいるが、唐の天子が選出する高僧百人に入り、宮中で『仁王般若経』の講義をするまでになっている。17年の留学の後、道慈は義浄によって漢訳された『金光明最勝王経』を持ち帰っている。この経典には、この経を受持読誦することで四天王はじめ諸天善神が国土を守護するということや、この経典中にある「懺悔頌」を憶念することで衆生は罪苦を滅し清浄を得ることなどが説かれている。



道慈律師像

道慈は帰国後すぐに編纂中だった『日本書紀』の筆録にも参加している。これにより『日本書紀』の中に『金光明最勝王経』からの引用がなされている。『日本書紀』に仏教の優位性や、廃仏に対する非難の論調がみられることも、唐と比べると日本での仏教の地位がまだ低かったことに対する道慈の思いが反映されたものである。僧尼のあり方を論じた『愚志』の中で道慈は、唐では経典に従って国が運営されているので国土が守られているが、日本では仏教に対する理解が間違っているために国の利益になっていないことを嘆いている。そこで、戒師を唐から招請することや、国中に寺を建てることを提案した。このことは、後の国分寺建立や鑑真の来日によって実現することになる。

また、道慈が持ち帰った『求聞持法』⁷は奈良時代の密教的護国祈祷仏教や山林修行仏教を形成することになり、後の空海に継承されている。

4、玄昉^{げんぼう}

玄昉（生年不詳 - 746）は、阿刀氏（安斗氏）⁸の出身とされる。養老元年（717年）、吉備真備や阿倍仲麻呂らと共に遣唐使に学问僧として随行し入唐し、唐の天子から最高位の紫の袈裟を下賜されている。18年の留学の後、経論5000巻にも及ぶ一切経と諸々の仏像を携えて帰国した。天平9年（737年）、痘瘡（赤班瘡・裳瘡・豌豆瘡）の大流行を受けて僧正に任じられ内道場⁹に入り、聖武天皇の母藤原宮子の病気を祈祷により回復させた。これにより聖武天皇の信頼を得て、吉備真備とともに橋



興福寺 玄昉像

5、経・律・論

6、声明（文法・文学）・工巧明（工芸・数学・天文学）・医方明（医学）・因明（論理学）・内明（哲学・仏教学）

7、密教で、虚空蔵菩薩を本尊として行う、記憶力増進のための修法。虚空蔵求聞法。

8、物部氏と同祖伝承を有する神別（天神）の古代氏族で、饒速日命（物部氏祖神）の孫・味

饒田命を祖とすると伝えている。空海の母もこの氏族。

9、内裏において仏像を安置し仏教行事を行う建物。

諸兄政権^{もろえ}¹⁰の中樞を担う。天平 12 年（740 年）吉備真備と玄昉を排除するために藤原広嗣が九州で反乱を起こす（藤原広嗣の乱）。この乱は鎮圧されるものの、天平 15 年に孝謙天皇が即位し国母光明皇后の威光を背景に藤原仲麻呂が勢力を持つようになると、橘諸兄とともに権勢を失い、天平 17 年（745 年）筑紫観世音寺別当に左遷され、翌天平 18 年（746 年）この地で没している。

『続日本紀』に、玄昉は「藤原広嗣が靈の為に害せらる」とある。これが鎌倉時代の『元亨釈書』では、空中から広嗣の手があらわれて玄昉を連れ去り、後日、頭のみが興福寺に落ちていたという話や「藤室と通ず」と藤原宮子と密通があったという話になっている。この密通の話は『興福寺流記』『七大寺年表』『扶桑略記』などにも書かれている。更に『今昔物語集』『源平盛衰記』では、光明皇后と密通し、それを広嗣に見咎められたことが乱の遠因とされている。

出身地である奈良の興福寺には、玄昉の菩提を弔う「頭塔」がある。これは土塔が転訛して「ずとう」となり「頭塔」という漢字が当てられたものと考えられる。更に、玄昉の体が筑紫から飛来し興福寺域内の 5 カ処に落ち、首が落ちた地に「頭塔」が、肘が埋められた場所に「肘塚」が、眉と目を埋めた場所に「眉目塚」が、胴を埋めた場所に「胴塚」が造られたとされている。しかし、中世以前の表記をみると「肘塚」は「甲斐塚」「貝塚」が「眉目」は「大豆」となっておりで、頭塔の伝承に合わせて名前が変わったものであることが分かっている。

5、^{ぎょうき}行基

行基（668 - 749）の父親は高志氏、母親は蜂田氏といういずれも百済系渡来人の一族である。

行基の師である道昭も百済系渡来人である船氏出身で、白雉 4 年（653）に遣唐使の一員として入唐し、玄奘に師事して法相教学を学んでいる。斉明 6 年（660）頃に多くの経論・經典類を持って帰国すると、飛鳥寺（法興寺、元興寺）の一隅に禅院を建立し多くの弟子を育てた。晩年は全国を遊行し各地で土木事業を行っていたことが『続日本紀』に「天下に周遊して路傍に井を穿ち、諸の津の^{わたり}濟の処に船を儲け、橋を造る。乃ち山背の国の宇治橋は和尚の創造する所のものなり」と記されていることから分かっている。道昭が亡くなった文武 4 年（700）は、藤原京で^{おきかべ}刑部親王や藤原不比等らによって大宝律令が編纂された年である。



道昭像

平城京建設による重い税や労役から逃れ救いを求めていた多くの民衆が行基のもとに集まってきた。その様子を『続日本紀』は「都鄙に周遊して衆生を教化す。道俗、化を慕ひて追従する者、^{やや}動もすれば千を以て数ふ。処行の処、和尚の来るを聞けば、巷に居人なく、争ひ来りて礼拝す。器に随ひて誘導し、^{ことごと}咸く善に趣かしむ」と記している。行基が行っていたのが、流人たちに寝食を提供する「布施屋」の建設である。行基は弟子たちと共に集団で托鉢を行い、これを「布施屋」の運営資金とした。

¹⁰、痘瘡によって太政官の首班にあった右大臣・藤原武智麻呂ら藤原四兄弟をはじめ中納言・多治比県守などの議政官が次々に死去したことで政権を握った。

養老元年(714)に発せられた、尼僧の寺院定住を命じた詔では「方今、小僧(沙弥)行基並に弟子等、街衢に零疊¹¹し妄りに罪福を説く。朋党を合せ構え指臂を焚き剥ぎ、歴門仮説して強いて余物を乞い、詐りて聖道を得たりと称して百姓を妖惑す。道俗擾乱して四民業を棄つ。進みては釈教に違ひ、退きては法令を犯す。」と行基を名指しで非難している。また、養老4年(720)には「治部省奏す。公験を授くるに僧尼は多く濫吹ありと。唯、学業を成せる者一十五人に宜しく公験を授くべく、自余は之を停めよ」という詔により、僧尼となる資格を制限した。それでも行基を抑えることは出来なかったため、養老6年には「近ごろ在京の僧尼、浅識軽智を以て罪福の因果を巧説し、戒律を練れずして都裏の衆庶を詐り誘う。内は聖教を黷し、外は皇猷(帝王の道)を虧く。ついには人の妻子をして剃髮刻膚せしめ、ややもすれば仏法と称して趣すく室家を離れ、綱紀に懲ることなく親夫を顧みず。或は偽りて邪説を誦して村邑の中に寄落し、聚宿を常となし妖訛群をなす。初めは脩道に似て、終には奸乱を挟めり。永くその弊を言うに特にすべからく禁断すべし。」と僧尼令の「詐称し聖道、妖惑百姓」の条項を適用し、従犯者も杖一百を課したうえで、行基を本貫(本籍地)の和泉地方に強制送還させてしまう。



唐招提寺 行基菩薩像

しかし行基はこのことで更に信徒を増やすことになる。その原因の一つが養老7年に出された「三世一身法」である。これは「太政官奏すらく、頃者、百姓漸く多く、田池窄狭なり。望み請ふらくは、天下に勸め課して田疇を開闢せむ。其れ新たに溝池を造り、開墾を営む者あらば、多少を限らず、給ひて三世に伝へしめむ。若し旧溝池に遂はば、其の一身に給はむと。奏するに可とす」というものである。これは土地不足に対処するために開墾した土地の所有を三代にわたって認めるというものであるが、そのために必要なのが、池などの農業用水であった。師の道昭から土木工事の技術を学んでいた行基は、地方豪族のためにその知識を生かした。この技術を求めて畿内の多くの豪族が行基の支援者となっていった。行基は池だけではなく、溝・樋¹²・堀・橋なども造り、民衆からも支持されることになる。豪族たちは行基に居宅を寄進し、行基はそれを寺とすることで各地に拠点を増やしていった。『続日本紀』には「時の人、号して行基菩薩と曰ふ。留止する処に皆道場を建つ。其の畿内に凡そ四九処、諸道にもまた往々にして在り」とある。行基建立とされる49院の一つである和泉の大野寺の土塔から出土した瓦に90名の名前が確認できるが、その3分の2は姓を持たない小規模豪族であることから、幅広い層から支持を得ていたことが分かる。

行基の教えは、この世で善行を積み、死や病から逃れ、富を築くことが出来るというものであった。この教えに中小の豪族たちは賛同し、行基の行うため池や橋などの社会事業に争って協力した。これらの在家信者を「知識」と呼んだ。これら知識からの経済的支援と労働力の提供により得た組織力で、行基は各地で大規模な土木工事を行っていく。『続日本紀』には「親ら弟子を率ゐて諸の要害の処に於いて橋を造り陂を築くに、聞見の及ぶ所は、咸く来りて功を加

11、落ち葉が落ち重なるように、秩序なく群集する状態

12、堤などから排水するための門のこと

へ、不日にして成る」と記されている。これにより、行基に協力した地方豪族も、多くの耕作地を手に入れていった。多くの地方豪族から信頼を得る存在となっていた行基は、過去世を見通せるという「天眼通」を持つ超人的存在として民衆から神格化されている。多くの「知識」を束ねる僧侶をこの時代は「菩薩」と呼んだが、その代表が行基であった。後の最澄はこの行基のような僧侶を理想として崇めている。

朝廷も行基を認めざるを得なくなる。天平3年(731)には「詔して曰く。此年、行基法師に随逐する優婆塞・優婆夷らの法の如く修行する者の、男の年六十一已上、女の年五十五以上は、咸く入道を聴す」とされ、弟子たちの出家が許された。これにより、行基はさらに寺を増やしていくが、その中で天平7年、痘瘡の大流行をむかえることになる。

6、国分寺と東大寺

天平9年(737)3月、各国ごとに釈迦三尊と『大般若経』を造写せよという詔が発令された。『続日本紀』の天平13年(741)の記述に「国分寺」の語があることから、これが国分寺創建の始まりであると考えられている。この詔に「寺を造れ」となっていないのは、新たに寺を建てなくとも、すでにある豪族の氏寺を転用することを認めていたためである。これは個人的な氏寺が公のものとなるということであるため、多くの豪族が積極的にこの詔に従った。この構想の主導者が、この年僧正に任じられた玄昉である。

この2年前、筑紫で痘瘡が発生し全国に広がっていった。この頃「瘡」と「癩」は仏教上正しくない行為をなした者に対して下される仏罪と考えられていた。この年、光明皇后の兄弟でもある藤原4兄弟が相次いで没したが、この流行で日本の人口の3分の1が死亡したと推定される。この治癒を願って、かつて道慈が祈願していた国分寺を造ることになる。

更に天平12年(740)には光明皇后の甥である藤原広嗣が乱を起こしている。相次ぐ疫病や地震の原因は僧正玄昉と吉備真備であり、この両名を追放せよという広嗣の主張が認められなかったために、太宰府の兵によって起こした反乱である。聖武天皇は、これに対して大野東人と紀飯麻呂に討伐を命じ17000の兵を送った。そして自らは元正上皇や光明皇后をはじめ主だった貴族400人を引き連れて、かつて壬申の乱で大海人皇子(後の天武天皇)が天智天皇の子である大友皇子を討つために兵を集めて回った関東地域を1か月半にわたって行幸している(関東行幸。ここでいう関東とは鈴鹿関・不破関の東)。行幸の途中、伊勢国一志郡河口頓宮に滞在している時、広嗣が肥前国で捕らえられ斬首刑となったことを知らされている。

この乱により聖武天皇は平城京から恭仁宮(山背国。現在の京都府木津川市鹿背山)に遷都する。翌13年、藤原家から広嗣の乱に対する謝罪として、3000戸の封戸が国分寺丈六仏像の造仏料として施入された。これを財政基盤として、恭仁宮で「国分寺建立の詔」が発せられることになる。この時『大般若経』では効果がないとされ、代わって道慈がもたらした『金光明最勝王経』と、唐で罪を消すとされていた『法華経』が用いられることになる。これにより、国分寺は『金



聖武天皇像

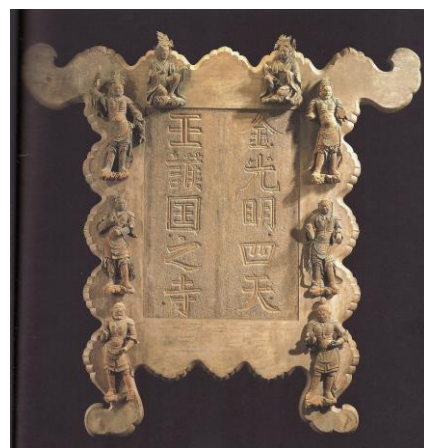
『金光明最勝王經』を根本經典とする国分僧寺の「金光明四天王護国之寺」と『法華經』を根本經典とする国分尼寺の「法華滅罪之寺」の2寺制となり、更に金字『金光明最勝王經』を安置するための七重塔の造営も命じられ、この3つで国分寺とすることが一般的な形式となる。この詔の出された翌日、聖武天皇は行基のもとを訪れ、摂津の為奈野の地を与え給孤独園とすることを許している。この年、行基は畿内から750人の在家信者（優婆塞）を動員して賀世山（鹿背山）に橋を架けさせ、工事が終了すると全員を得度している。彼らは行基の弟子であると同時に、土木熟練者でもあった。

更に天平15年、聖武天皇は紫香樂宮（近江国甲賀）で毘盧遮那仏造頭の詔を発願し、紫香樂宮の南に造られた甲賀寺で毘盧遮那仏の造営工事が始まる。この資金を調達するために、同年、墾田永世私財法が発令された。これは位階によって所有できる面積に差が付けられていたため¹³、地方豪族は競って私営田経営に励み、蓄えた私財を寄進して位を得ていった。この工事の責任者に行基が登用される。行基は弟子たちを率いてこの任に当たっている。この功績により、天平17年に、行基は当時僧侶としては最高の地位にあった僧正玄昉を上回る大僧正に抜擢されることになる。しかし、放火が相次いだうえに地震まで頻発し、この計画はとん挫することになる。

天平17年、平城京に還都すると、中宮院を御座所とし、旧皇后宮を宮寺とした。光明皇后と縁の深かった福寿寺を大養徳国¹⁴金光明寺に改修し大養徳の国分寺とすると、ここに改めて毘盧遮那仏の造頭を始めた。この寺は、大養徳国金光明寺が『金光明最勝王經』を、毘盧遮那仏が『華嚴經』を根本經典とすることから、金光明寺の正面門である西大門には「金光明四天王護国之寺」と勅額が、南大門には「大華嚴寺」の寺額が掲げられた。更に天平18年頃に宮寺が大養徳国分法華寺に改称され、大養徳国に国分寺2カ寺がそろふことになる。天平19年には毘盧遮那仏の鑄造も始まる。この年、金字『金光明最勝王經』を写



光明皇后（光明）



東大寺西大門の勅額



東大寺南大門

¹³、一位 500 町、三位 300 町、五位 100 町、六位 50 町、郡司 30 町、初位以下 10 町。

¹⁴、天平9年に「ヤマト」の表記を大倭から大養徳に改称している。

経していた大養徳国金光明寺写経所が東大寺写経所に改称される。これが東大寺という寺号の誕生である。天平 21 年には陸奥国から黄金が献上され、これにより毘盧遮那仏の鍍金が可能となった。天平感宝元年（749 年）1 月、大仏の開眼を直前に控え、行基は没している。82 歳であった。生駒山で火葬に付され遺骨は行基の伝記を刻んだ舍利瓶に収められ埋葬された。墓は生駒町有里の竹林寺にある。

この天平感宝元年（749 年）に宇佐八幡宮から祢宜の外従五位下・大神社女と主神司従八位下・大神田麻呂が建設中の東大寺盧舎那仏像を支援するという神託を奉じて平城京を訪れている。これによって宇佐八幡宮は封戸と「八幡大菩薩」の称号を授けられ、これを勧進した兩名にもそれぞれ朝臣の姓と従四位下と外従五位下の官位が授けられている。

天平勝宝元年（749）7 月、大仏鑄造完了と前後して、孝謙天皇の受禪即位が行われた。そして天平勝宝 4 年、塗金も完了しないまま、大仏開眼法要が行われた。天平勝宝 8 年（756）聖武天皇が亡くなるが、翌年の 1 周忌法要の時に大仏殿のすべての工事が完了したという。この 10 年後、光明皇后も亡くなっている。

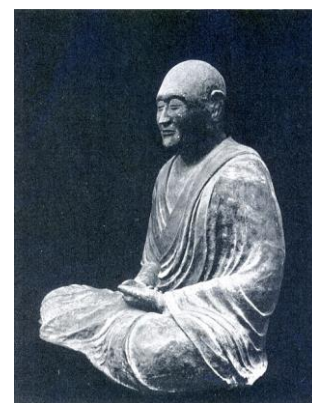
全国でも、^{しもつけ}下野国分僧寺、^{かずさ}武蔵国分僧寺、^{しもづか}上総国分僧寺・^{しもづか}国分尼寺、^{しもづか}下総国分僧寺、美濃国分僧寺、安芸国分僧寺などが造営されているが、さらに各地の^{ぐんりょう}郡領に対して国分寺造営督促の詔も発令されている。この資金を調達するために、末代まで郡領に任用することを約束している。これにより全国規模で国分寺が造営されることになる。各地の国分寺も、運営資金を確保するため積極的に田園経営に乗り出した。これにより、国分寺の整備により鎮護国家の官製仏教が成立したのと同時に、地方豪族や各国分寺が経済的に自立していくことになる。

7、^{がんじん}鑑真

僧尼の規律を正すために、道慈は日本に正式な授度・授戒¹⁵制度を作る必要らあることを訴えていた。これを実現するために、天平 5 年（733）興福寺僧^{えいねい}栄叡と^{ふしろう}普照が戒師を求めて唐に派遣された。二人は洛陽大福寺の^{どうせん}道璿に來朝を請い天平 8 年（736）に実現したが、さらに当時最も高名な僧の一人であった鑑真を懇請する。

鑑真（688－763）は揚州江陽県（現在の江蘇省揚州市）に生まれ、14 歳の時大雲寺にある仏像の美しさに感動し、自ら僧になったという。18 歳で菩薩戒を受け、20 歳から洛陽・長安に遊学し、21 歳で具足戒を受けている。26 歳で講義をするまでになり、27 歳で故郷に帰ると、開いた講義は 130 回、一切経を 3 部（3 万 3 千巻）写本し、数えきれないほどの寺を建て、貧民や病人の救済事業を行い、弟子の数は 4 万人にも及んでいたという。後に比叡山の円仁が揚州の龍興寺を訪れた時、鑑真の肖像画と顕彰碑が安置されているのを確認している。

栄叡と普照の要請を受けて鑑真は來朝を試みるものの 5 回にわたり失敗する。栄叡の死と鑑真の失明の末、ようやく來朝できたのは、大仏殿の完成を目前にした天平勝宝 5 年（753）であ



唐招提寺 鑑真像

15、養老 4 年（720）の『令集解』によると、僧尼に給う公驗（告牒、官発行の証明書）には、得度の時に給う「度牒」または「度縁」と授戒の時に給う「戒牒」と師位の時に給う「位記」の 3 種類があった。

った。授戒伝律の権限を渡された鑑真は、天平勝宝 6 年に大仏殿の前に戒壇を立てて授戒を行うと、翌年には大仏殿の西に授戒院を造っている。これにより、これまで治部省が握っていた授戒の権限は僧侶にわたることになる。天平勝宝 8 年（756）に鑑真は大僧正になるが、翌年、東大寺建立による公民の疲弊を理由に橘奈良麻呂の変が起こっている。天平宝字 2 年（758）、大和上の号を孝謙天皇から賜ると、大僧正を辞し、授戒は弟子の法進に譲り、これ以降は僧尼の指導教化に専念した。天平宝字 3 年（759）、京内に土地が施されると、弟子たちの勧めでここに「唐律招提¹⁶」という寺を建てることになる。当時は「唐寺」と呼ばれたが、後に官立となり「唐招提寺」となる。天平宝字 5 年（761）には下野国薬師寺と筑紫観音寺にも戒壇を創設し三戒壇の制が完成している。天平宝字 7 年、鑑真は 76 歳で示寂している。この年少僧都になっているのが道鏡である。

8、道鏡

神叡¹⁷（生年不詳 -737）は、持統 7 年（693）新羅に渡り、帰国後芳野（吉野）の現光寺（放光寺、比蘇寺）に住み、主に『求聞持法』などを読誦し、呪術的な能力を磨くことで「自然智」を得たとされる僧侶である。これ以降、神叡にならない主に芳野山に籠り修行して呪術的な能力を身につけるために山林で修行することが、僧としての一つの形となっていた。神叡は平安初期の護命や徳一により自然智宗の祖とされている。道鏡もそのような呪術を求めた僧侶の一人であった。

道鏡（700? -770）¹⁸は、弓を製作する弓削部^{ゆげべ}を統率した氏族である弓削連の出身とされる¹⁹。最初法相宗を学び、葛城山で如意輪法や孔雀王呪法などを修行し、更に禅にも精通したことから、内道場に入ることを許され、禪師に列せられた。

天平宝字 5 年（761）平城宮改修のために都を一時的に近江国保良宮^{ほらのみや}に移した際、孝謙上皇（後の称徳天皇）の病気を治癒したことから、天平宝字 7 年（763）少僧都に任じられる。天平宝字 8 年（764）に太政大臣の藤原仲麻呂が孝謙上皇との戦いで戦死すると、上皇は仲麻呂の推挙で天皇に立てられた淳仁天皇を淡路国に流刑にし、自らが天皇に復位する。大臣禪師となった道鏡は、国分寺や僧尼の権限を強化する太政官府を発令する。天平神護元年（765）に藤原仲麻呂に代わって僧籍のまま太政大臣となると、寺院以外の墾田開発を禁止するなど、寺院の権限を強化した。さらに称徳天皇は東大寺に続いて西大寺の創建にも取り掛かり、叙位と引き換えにさらなる知識（寄付）を各地に求めた。道鏡は天平神護 2 年（766 年）に法王となると、全国の国分尼寺の尼僧の数を 10 人から 20 人に増やすなど僧尼の優遇を進めている。また、弟の弓削浄人を従二位大納言とするなど、弓削一門 10 人を五位以上に取り立てている。

神護景雲 3 年（769）、大宰帥となっていた弓削浄人^{だざいのかんずかさ}と大宰主神^{なかとみのすげのあそまろ}の中臣習宜阿曾麻呂が「道

16、「招提」とはサンスクリット語のカツルディサの音写「招闕提奢」の略で、「四方」という意味。仏教はで、寺院や道場を指す。

17、神叡の肖像彫刻は「法相六祖」のうちの一つとして、興福寺国宝館に展示されている。

18、道鏡・平将門・足利尊氏の三人を日本三大悪人という。明治から戦前頃まで、当時の皇国史観から天皇の座を脅かした人物とされていた。

19、物部守屋が母方の姓である弓削大連と称して以降、その子孫が弓削氏を称したという。

鏡を皇位につかせたならば天下は泰平である」という内容の宇佐八幡宮の神託を奏上した。称徳天皇は宇佐八幡からこの真偽を質すために和気広虫の派遣を求められたが、代わりに弟の和気清麻呂を派遣した。清麻呂は「わが国は開闢このかた、君臣のこと定まれり。臣をもて君とする、いまだこれあらず。天つ日嗣は、必ず皇緒を立てよ。無道の人よろしく早く掃除すべし」という神託を大和に持ち帰り奏上した。称徳天皇は報告を聞いて怒り、清麻呂を「別部^{わけべの}穢麻呂^{きたなまろ}」と改名させて大隅国へ配流し、姉の広虫も「別部^{わけべの}広虫売^{ひろむしめ}」と改名させた。

宝亀元年（770）に称徳天皇が崩御すると、道鏡は下野薬師寺別当（下野国）を命ぜられて下向しこの地で下野国で没し、弓削浄人とその息子の広方、広田、広津は捕えられて土佐国に配流された。龍興寺（栃木県下野市）境内に道鏡の墓と伝えられる塚がある。

孝謙天皇に寵愛されたことから、天皇と姦通していたとする説や巨根説などが唱えられた。『日本霊異記』や『古事談』など、説話集の材料にされることも多いが、これらは平安時代以降になって唱えられるようになったもので事実ではない。江戸時代には「道鏡は すわるとひざが 三つでき」という川柳が詠まれた。大阪・奈良の山中に生息するオサムシの一種は、体長に比して非常に大きな交接器を持つことから、道鏡の巨根説にちなんで「ドウキョウオサムシ」と呼ばれる。

宝亀元年（770）道鏡一派が追放されると、光仁・桓武の2代にわたって仏教界の肅正が断行され、旧秩序は急速に復活した。官大寺に対する経費削減はもちろん、私的な寺の新設や新たな田畑の取得も禁じられた。宝亀10年（779）には、僧尼の本貫と諸寺の名帳を照合し、僧尼を詐称している者を罰した。延暦年間に入ると僧尼の非行を厳しく検察し処罰したため、自ら還俗を願い出るものまで現れている。僧尼になるための条件も厳格化したため、経済的に困窮する寺も現れている。ただしこれは仏教に対する迫害ではなく「およそ功德の道は信心を本となす。物の多少によりて、いづくんぞ軽重あらんや」という勅にもうかがえるように、本来の仏教の姿を模索するものであった。このことは「戒行具足して智徳かね備えり」と認められれば、民間布教していた行基の弟子たちでも清行者として朝廷から賞揚されていることからもうかがうことが出来る。



ドウキョウ
オサムシ



交尾器



資料1 僧尼令

1、観玄象条

僧尼が、天文の玄象を観察し、偽りの災祥を説き、語る事国家天皇に及び、百姓を妖惑し、併せて、兵書を習読し、人を殺し、性交し、盗み、また、詐って聖道を得たと称したならば、律に依って、俗人として官司に付して、罪を科すこと。

2、卜相吉凶条

僧尼が、吉凶を占い、また、まじないや巫術によって病を癒したならば、皆、還俗とする。仏法に依って、持呪して病を救うは禁止の限りにあらず。

3、自還俗条

僧尼が自ら還俗したならば、三綱の場合はその貫属（出家以前の本籍）に記録すること。京にある者は僧綱に報告し、その他は国司に報告すること。また、治部省・民部省に申告して僧尼名籍から除籍し、戸籍に付けること。もし三綱及び師主が隠して申告しないまま30日以上が経過したならば50日苦使する。60日以上ならば100日苦使する。

4、三宝物条

僧尼が三宝物を官人に贈答し、もしくは、徒党集団を構え、徒衆を擾乱し、また、三綱を罵り辱め、長宿（＝長老宿徳）を犯し欺いたならば、100日苦使する。もし集まって事を論じた際に、正直な語り口で、理を以て陳述し諫めた場合にはこの限りにあらず。

5、非寺院条

僧尼が、寺の院に所在せず、別に道場を立てて、衆を集めて教化し、併せて、妄りに罪福を説き、また、長宿を毆撃したならば、皆、還俗とする。国郡の官司が、知っていながら禁止しなかったならば、律に依って罪を科すこと。乞食する者があった場合、三綱は連署して、国郡司に報告すること。精進練行であるということを知っている場合には、判決で許すこと。京内では玄蕃寮に報告して知らせること。午刻以前に、鉢を捧げて告げ乞うこと。これ以外では、物乞うことはならない。

6、取童子条

僧については、近親郷里より、信心の童子を取って供侍することを許すこと。童子の年が17に至ったならば、各々、本色（元の身分）に還すこと。尼については、婦女のその意志がある者を取ること。

7、飲酒条

僧尼が、酒を飲み、肉を食い、五辛を服したならば、30日苦使する。もし疾病の薬分として用いるならば、三綱はその日限を給すること。もし酒を飲んで酔い乱れ、また人と鬪打したならば、各々還俗とする。

8、有事可論条

僧尼は、有事に論ずべからず。所司を経由することなく安易に表啓を奉り、また、官家を擾乱し、妄りに囑請したならば、50日苦使する。再犯ならば100日苦使する。もし官家及び僧綱が、断決に不平があり、理に屈滞することがあって、申論すべきことがあるときには、この限りにあらず。

9、作音楽条

僧尼は、音楽を作り、また博打をしたならば、100日苦使する。碁・琴は規制の限りにあらず。

10、聴着木蘭条

僧尼には、木蘭・青碧・皂・黄及び壊色等の色の衣の着用を許可すること。それ以外の色、及び、綾、羅、錦、綺は、いずれも着用してはならない。違反したならば、それぞれ10日苦使する。安易に俗衣を着けたならば100日苦使する。

11、停婦女条

寺の僧房に婦女を泊め、尼房に男夫を泊めて、1宿以上を経たならば、その由来するところの人を10日苦使する。5日以上ならば30日苦使する。10日以上ならば100日苦使する。三綱が知っていて許したならば由来するところの人と罪を同じくする。

12、不得輒入尼寺条

僧は、安易に尼寺に入ってはならない。尼は、安易に僧寺に入ってはならない。師主を観省し、また、死病を看問し、齋戒、功德、聴学することがあるならば許可すること。

13、禪行条

僧尼は、禪行修道があり、寂静を願う意志があり、俗に交わずに山居を求めて服餌（神仙不死薬を服用すること）しようかと欲したならば、三綱は連署すること。在京の場合は、僧綱・玄蕃寮に報告すること。在外は、三綱・国郡に報告すること。真実を検討し記録し、太政官に申告して、判定を仰いで公文を下すこと。山居の付属するところの国郡は、所在の山を知っておくこと。その他の場所へ向かってはならない。

14、任僧綱条

僧綱{律師以上をいう}を任じるには、必ず、徳行があり、よく徒衆を伏し、道俗が願い仰いでおり、仏法を堅持する人を任用すること。推挙するところの徒衆は、皆、連署して太政官に牒すること。もし集団で組して扇動し、みだりに無徳の人を推挙することがあったならば、100日苦使する。一度任じて以後、安易に交替してはならない。もし、過罰があり、また、老い病して、任に堪えぬ場合には、すぐに上記の法に依って選び替えること。

15、修営条

僧尼が、苦使に当たる罪を犯したときには、功德（経典・仏具など）を修営させ、仏殿を料理（修理）させ、また、清掃などに使うこと。功程（毎日の仕事量＝ノルマ）を決め与えておくこと。もし三綱がおもねり組みして使役しなかった場合はすぐに、赦して苦使を執行しなかった日数に準じて罰苦使すること。本人の病や父母・師主の病・喪などの理由があつて赦すには、いずれもその事情を審査し、真実を確認し、しかる後、要請に依ること。もし理由ばかりあつて実状がないのを安易に赦した場合には、安易に赦した人は、妄りに要請した人と罪を同じくする。

16、方便条

僧尼が、詐つて方便をなし、法名を俗人に移し与えた場合、還俗とする。律に依つて罪を科すこと。由来するところの人も同罪とする。

17、有私事条

僧尼は、私事の訴訟をして官司に詣り来たならば、一時的に、俗形に依つて事に参加すること。佐官以上及び三綱が、衆事もしくは功德のために官司に詣るときには、床席を設けること。

18 不得私蓄条

僧尼は、私的に園宅財物を蓄え、また売買や営利を生む行為をしてはならない。

19、遇三位已上条

僧尼は、道路で三位以上に遭ったならば、姿を隠すこと。相手が五位以上であれば、乗馬している場合には馬を駐めて道側に立ち、揖（〔ゆう〕＝胸の前に両手を組んでする礼）して過ごすこと。もし徒歩であるならば姿を隠すこと。

20、身死条

僧尼等の死亡は、三綱が月ごとに国司に報告すること。国司は、年ごとに朝集使に持たせて太政官に申告すること。京内は、僧綱が、季節ごとに玄蕃寮に報告すること。また年の終わりに太政官に申告すること。

21、准格律条

僧尼に犯罪があったとき、格律に準じると徒1年以上の罪となる場合には還俗とすること。還俗の際に没収する告牒を以て、徒1年ぶんに充てるのを許すこと。もしそれ以上の罪があるならば、律によって科断すること。もし100杖以上の罪を犯しているならば、杖10ごとに苦使10日に替えること。罪が還俗に至らない（＝苦使に処せられる）と還俗するとに限らず、判決を終えるまでは、いずれも散禁すること。もしこの苦使の条制以外のことで罪を犯して（＝内律違反を犯して）還俗とまでには至らない場合、仏法に依って、三綱に、事を量り科罰させること。還俗したり罰を受けた人は、属す寺の三綱及び衆事を告訴することはできない。ただし、もし謀大逆、謀叛、及び、妖言して衆を惑わした場合には、この限りでない。

22、私度条

私度、及び、他人になりすまして官度を受け、すでに還俗の判決を受けてなお、法服を着用したならば、律に依って科断すること。師主、三綱及び同房の人も、事情を知っていたならば、それぞれ還俗とする。同房でないとしても、事情を知っていながら容止して1宿以上を経過したならば、皆、100日苦使する。僧尼が、事情を知っていながら浮逃の人を居止して1宿以上を経過したならば、これもまた100日苦使する。この罪は、この条文と律の条文とに依り、罪の重い側の条文に依って論じること。

23、教化条

僧尼は、俗人に経像を授け、門ごとに歴訪して教化したならば、100日苦使する。このとき、俗人については、律に依って論じること。

24、出家条

家人、奴婢等が、もし出家することがあり、のちに罪を犯して還俗、または自ら還俗したならば、いずれも追跡して旧主に帰すこと。おのおの元の身分に戻すこと。私度の人、たとえ経業があっても、度したとは見なされない。

25、外国寺条

僧尼が、100日苦使の罪を犯すことがあって、それを3度経たならば、在所を改めて、外国〔げこく〕の寺に配すること。したがって、畿内の寺に配入することはできない。

26、布施条

齋会には、奴婢、牛馬、及び兵器を以て、布施に充てることはできない。僧尼も、これらを安易に受納することはできない。

27、焚身捨身条

僧尼は、焚身・捨身といった宗教行為を行うことはできない。もし違反した場合、また由来するところの者は、いずれも、律に依って科断すること。